

2020年度

**養護教諭**

(解答はすべて解答用紙に記入すること)

この試験問題は持ち帰ることができます。

なお、本問題で利用した著作物は、著作権法第36条により、  
試験の目的上必要と認められる限度において複製したものです。

同目的以外の利用はできません。

(長野県教育委員会)

受験 番号						氏 名	
----------	--	--	--	--	--	--------	--

(養 1)

〔問1〕 次の問いに答えなさい。

次は、「中学校学習指導要領」（平成29年3月）第2章 第7節 保健体育 第2 各学年の目標及び内容〔保健分野〕の一部である。本文に即して（①）～（⑦）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

1 目標

- (1) 個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な（①）を身に付けるようにする。
- (2) 健康についての自他の課題を発見し、よりよい解決に向けて（②）し判断するとともに、他者に（③）を養う。
- (3) 生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

2 内容

- (1) ア（ア）（略）  
イ（イ）（略）  
ウ 生活習慣病などは、（④）、食事の量や質の（⑤）、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れが主な要因となって起こること。また、生活習慣病などの多くは、適切な運動、食事、休養及び睡眠の（⑥）のとれた生活を（⑦）することによって予防できること。  
エ（エ）（略）  
オ（オ）（略）  
カ（カ）（略）  
イ（イ）（略）
- (2) （略）

〔問2〕 健康診断について、次の各問いに答えなさい。

(1) 次は、「学校保健安全法施行規則」（平成28年3月改正）の一部である。法令に即して（①）～（⑤）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

第2章 第3節 職員の健康診断

（検査の項目）

第13条 法第15条第1項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び腹囲
- 二 視力及び聴力
- 三 （①）の有無
- 四 （②）
- 五 尿
- 六 （③）の疾病及び異常の有無
- 七 貧血検査
- 八 （④）検査
- 九 （⑤）検査
- 十 血糖検査
- 十一 心電図検査
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

2 （略）

3 （略）

(2) 次は、「学校保健安全法施行規則」（平成28年3月改正）の一部である。法令に即して（①）、（②）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

第2章 第2節 児童生徒等の健康診断

（保健調査）

第11条 法第13条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては（①）において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の（②）、健康状態等に関する調査を行うものとする。

(3) 次の表1は、「児童生徒等の健康診断マニュアル」(平成27年度改訂 公益財団法人 日本学校保健会)を踏まえて、健康診断を実施する際に念頭においた方がよい疾病について作成したものである。(①)～(④)に当てはまる適切な疾病名を書きなさい。

【表1】

疾病名	症状等
①	
②	
③	
④	

(4) 次の表2は、「学校心臓健診の実際 スクリーニングから管理までー平成24年度改定ー」(平成25年度 公益財団法人 日本学校保健会)に「突然死を起こす可能性がある疾患」として示されているものである。(①)～(⑧)に当てはまる疾患を下のア～クから選び記号で書きなさい。

【表2】

--	--

- |            |          |          |           |
|------------|----------|----------|-----------|
| ア 川崎病後冠動脈瘤 | イ 房室ブロック | ウ 心室期外収縮 | エ 心筋炎     |
| オ 大動脈弁狭窄症  | カ WPW症候群 | キ 肺高血圧症  | ク QT延長症候群 |

【問3】 次は「学校保健安全法」（平成27年6月改正）の一部である。法令に即して（①）～（⑥）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

第3章 学校安全

（学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の（①）、児童生徒等に対する（②）を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の（③）その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき（④）の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 （略）

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により（⑤）その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を（⑥）させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

【問4】 学校において予防すべき感染症について、次の各問いに答えなさい。

- 「学校保健安全法施行規則」（平成28年3月改正）第18条 二 第二種に示されている、学校において予防すべき感染症を7つ書きなさい。ただし、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）と流行性耳下腺炎は除く。
- 次の表3は、「学校において予防すべき感染症の解説」（平成30年3月発行 公益財団法人 日本学校保健会）に示されている「流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）」の説明の一部である。（①）～（⑦）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

【表3】

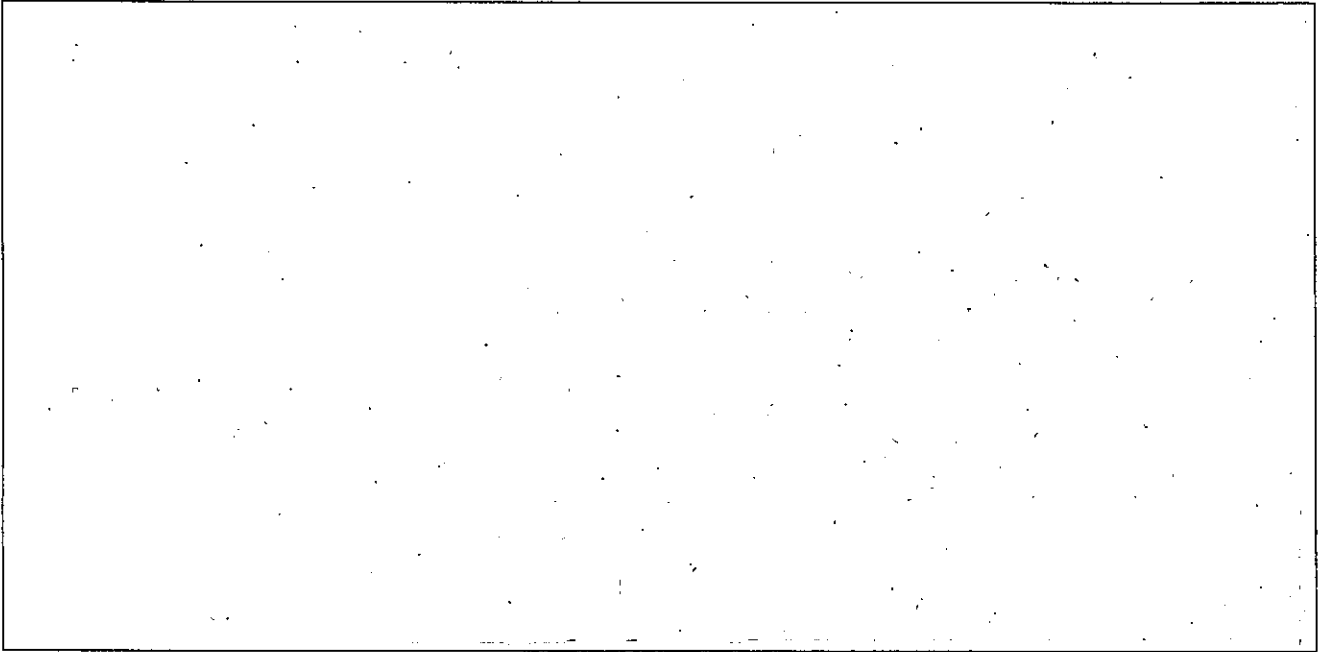
病原体	
感染経路	
症状・予後	

- 「学校保健安全法施行規則」（平成28年3月改正）第19条に示されている「流行性耳下腺炎」の出席停止の期間の基準を書きなさい。

〔問5〕 次の表4は、「子供たちを児童虐待から守るために — 養護教諭のための児童虐待対応マニュアル —」（平成26年3月 公益財団法人 日本学校保健会）に示されている健康診断時における児童虐待の早期発見の視点である。

（ア）～（オ）に当てはまる適切な語句を下のa～fから選び記号で書きなさい。

【表4】

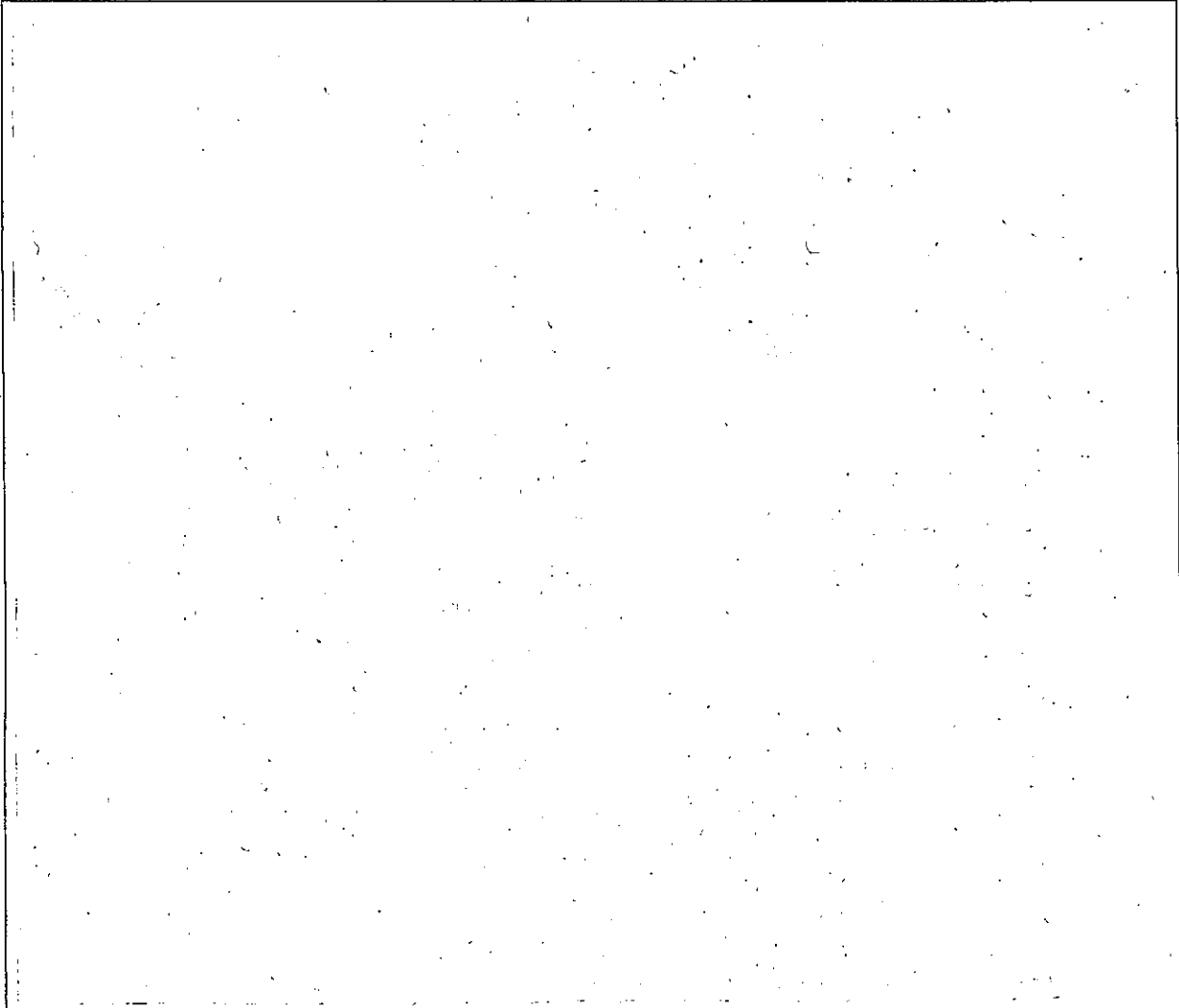


〔 a 外傷    b 萌出の遅れ    c 不自然    d 汚れ    e あざ    f 歯の破折 〕

【問6】 頭頸部外傷事故発生時の対応に関する次の問いに答えなさい。

次の表6は、「スポーツ事故防止ハンドブック」(平成27年3月 独立行政法人 日本スポーツ振興センター)の頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャートを示したものである。(①)～(⑦)に当てはまる適切な語句を下のア～キから選び記号で書きなさい。

【表6】



- |                   |         |          |           |
|-------------------|---------|----------|-----------|
| ア AED             | イ 脳震盪   | ウ 急激な脳腫脹 | エ 頸髄・頸椎損傷 |
| オ セカンドインパクトシンドローム | カ 脳神経外科 | キ 心肺蘇生   |           |